

要介護(要支援)認定の申請書には個人番号(マイナンバー)、医療保険者番号等の記載が必要です。申請の際はマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちください。
マイナ保険証をお持ちでない方は、医療保険の資格確認書等をお持ちください。

申請の際に必要な書類について

本人の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
 - ・マイナンバー通知カード
 - ・個人番号が記載された住民票
- いずれかをお持ちください。
※ マイナンバーカード等が不明な場合はご相談ください。



本人の医療保険者番号等がわかるもの

- ・現行の健康保険証が有効期限内である場合は、医療保険被保険者証。
 - ・マイナ保険証をお持ちでない場合は、医療保険情報が記載されている「資格確認書」。
 - ・加入医療保険者から送付された「資格情報のお知らせ」。
 - ・マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示。
- いずれかをお持ちください。

※ 新居浜国保あるいは後期高齢者医療保険加入者以外は、医療保険加入状況を確認するため、上記のいずれか原本等をお持ち(ご提示)ください。

(本人または代理人の)身元確認ができるもの

- ① 顔写真付きで、官公署が発行した次の書類のうちどれか1つ
 - ・マイナンバーカード
 - ・運転免許証
 - ・運転経歴証明書
 - ・パスポートなど
- ② ①をお持ちでない場合は、官公署が発行した名前及び生年月日又は住所が記載された書類のうちどれか2つ
 - ・有効期限内の医療保険被保険者証(国民健康保険、後期高齢者医療保険など)
 - ・介護保険被保険者証
 - ・年金手帳あるいは基礎年金番号通知書など

(代理人による申請の場合)代理権の確認ができるもの

- ・委任状

※委任状の作成が困難な事情があるときは、事前にご相談ください。